平成３０年度
第３回九州厚生局地域包括ケア市町村セミナー

若年性認知症の現状と課題について

平成３０年９月２７日　１３時３０分～１７時

熊本県庁行政棟本館１０階１００２会議室

若年性認知症支援コーディネーター　太田千里

本日の内容

１．はじめに

２．若年性認知症の現状と課題

３．若年性認知症に関する制度について

４．初期支援（居場所）

５．まとめ

１．

はじめに・・・

熊本県は平成２６年５月に認知症コールセンターへ若年性認知症支援コーディネーターを配置

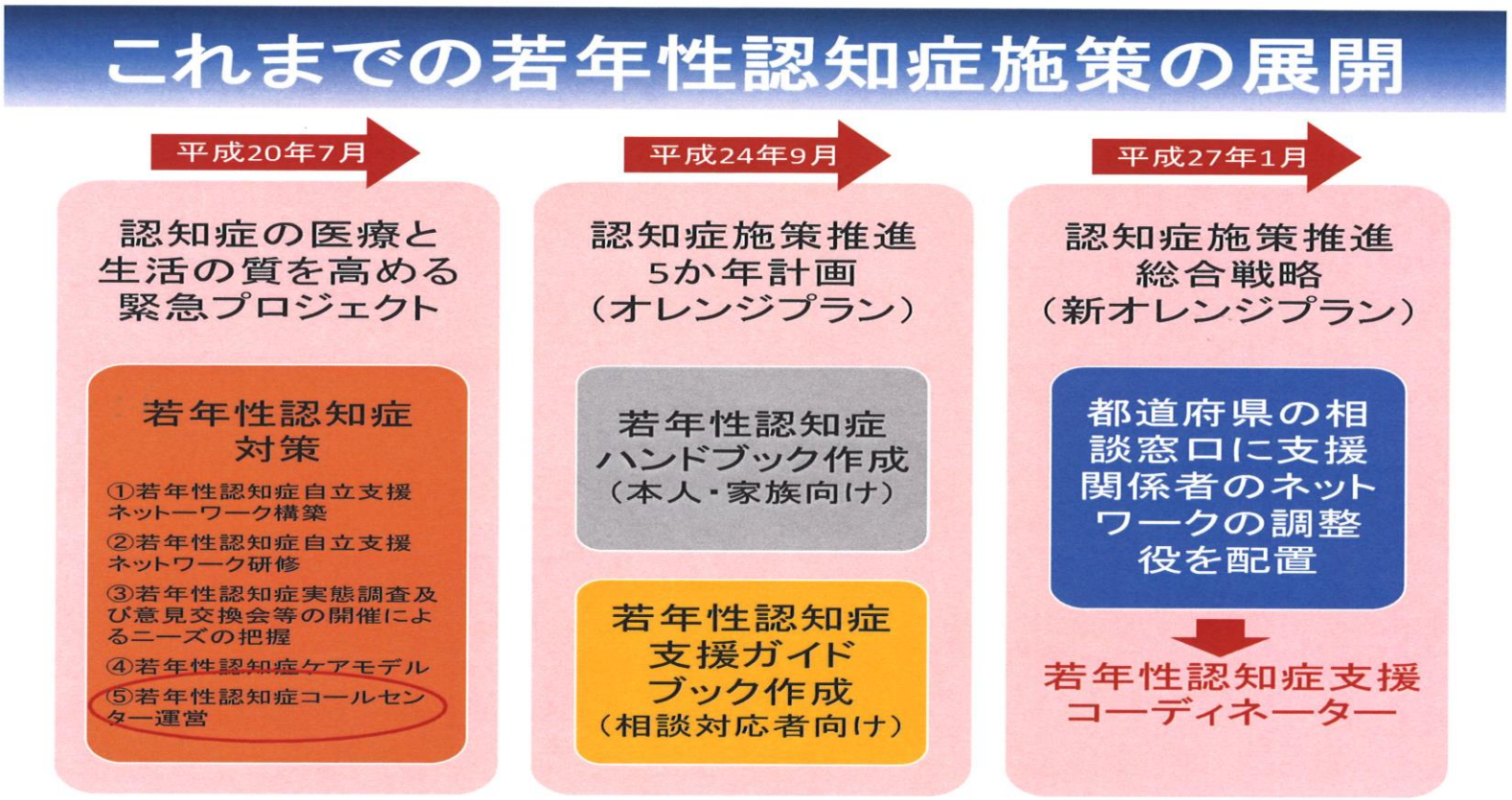

２．
若年性認知症の現状と課題

若年性認知症とは？

・65歳未満で発症⇒「若年性認知症」
・65歳以降で発症⇒「老年期認知症」

☆65歳という線引きに関しては、医学的に明確な根拠があるわけではない

「若年性認知症支援ガイドブック」一部抜粋

若年性認知症の現状と課題

【全国】

推計（年）	H20（2008）
認知症有病者数（万人）	3.78

【熊本県】

推計（年）	H29（2017）
日常生活自立度Ⅱ以上（万人）	0.07（769人）

課 題

○ **早期発見・診断**

☆ **支援等に関する本人・家族への情報提供**

☆ **若年認知症に対応した居場所づくり**

支援等に関する本人・家族への情報提供と若年認知症に対応した居場所づくりが必要

若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究総合報告書（2009．3）より

若年性認知症の人の生活のしづらさ

どんな病気か理解されにくい

- 認知症は高齢者の病気、「呆け」との認識
- 高齢者とは異なる生活のしづらさ

家族関係に大きな影響が出る

- 夫婦関係の変化
- 子どもの葛藤や遺伝の不安

経済的に困窮する

- 働き盛りの世代に発症
- 家事の代行

適切な社会資源がない

- 介護保険、障害者制度のはざま

支援等に関する本人・家族への情報提供と若年認知症に対応した居場所づくりが必要

若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究総合報告書（2009．3）より

仕事に関わる問題点

・複数の作業が同時にできない
・作業の手順が理解できない
・考えがまとまらない
・言われていることがわからない

→

・スケジュール管理が困難
・約束や連絡を忘れる
・他社、他部門、取引先からのクレーム

↓

↓

解雇
自己退職

・社会資源が不適切・不十分
・就労継続のサポートの欠如
・退職後の社会参加が困難

３．

若年性認知症に関する制度について

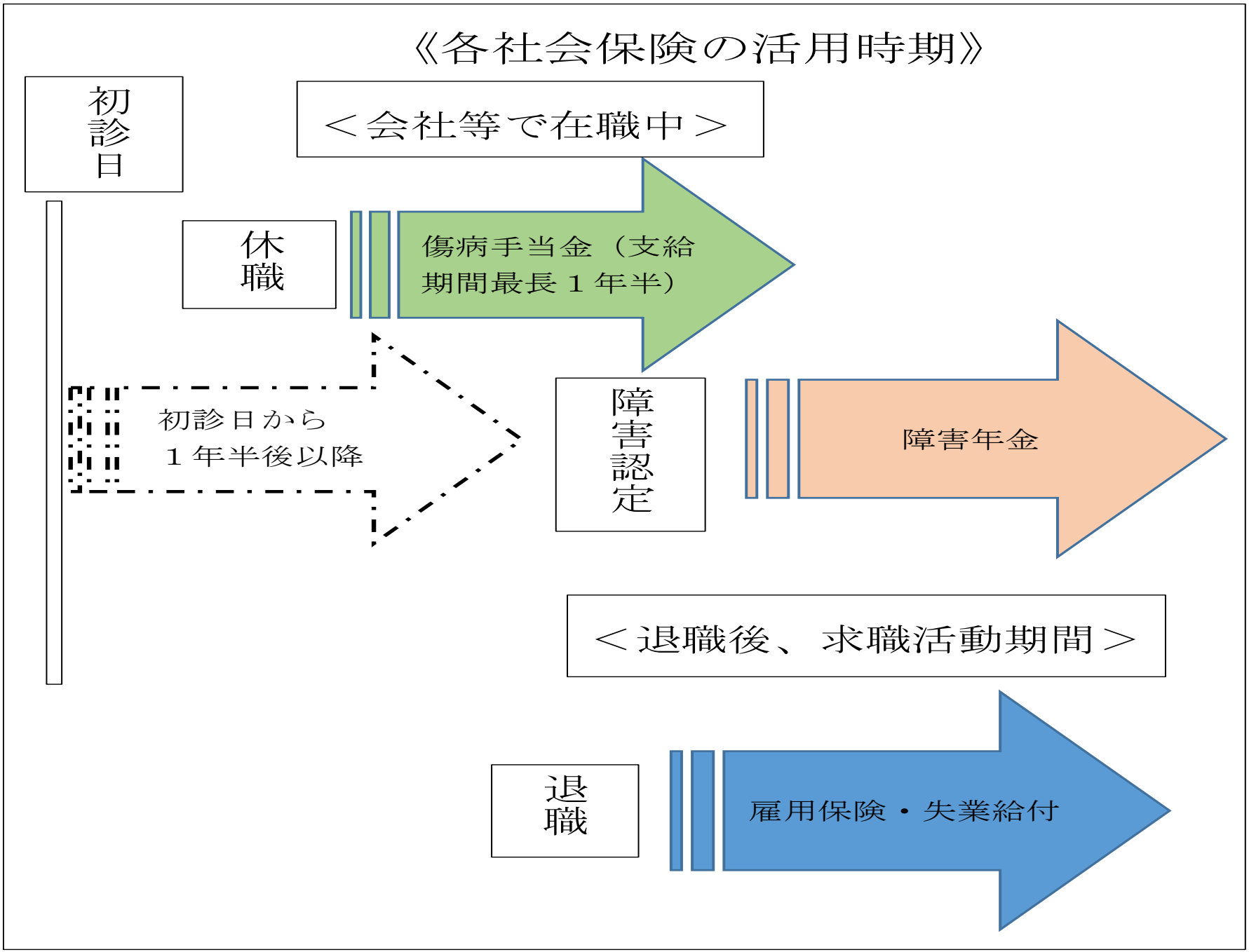
《各社会保険の活用時期》
初診日
＜会社等で在職中＞
休職
傷病手当金（支給期間最長１年半）
初診日から１年半後以降
障害認定
障害年金
＜退職後、求職活動期間＞
退職
雇用保険・失業給付

若年性認知症に関する制度の一例①

1.「若年性認知症」と診断されたら・・・会社に勤務している場合

〇職場の配置転換など→産業医や職場の人事担当者へ相談し病気への理解を得る

〇障害者雇用枠として働き続けることも→障害者手帳取得

（血管性やレビー小体型などは身体障害者手帳に該当する場合も）

〇企業の介護休業制度

☆介護家族など、介護休業・介護休暇・短時間勤務・時間外労働の制限・深夜労働の制限が利用可

（会社に申し出ること）

若年性認知症に関する制度の一例②

1.「若年性認知症」と診断されたら・・・最初の経済的負担の軽減に

〇自立支援医療（精神通院医療）

☆認知症で通院治療している場合

☆医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が1割に軽減

（世帯の所得や疾病などで自己負担額の上限が定められている）

☆申請手続きは市区町村の福祉課などへ提出

（申請書・主治医の診断書・健康保険証など）

若年性認知症に関する制度の一例③

2．会社員の方が認知症になり職場を休んだら・・・

〇傷病手当金が支給（支給条件：協会けんぽの場合）
☆病気やケガで療養中
☆仕事に就けない（労務不能との医師からの証明必要）
☆連続して４日以上、仕事をしていない
☆給料が支払われていない

＊障害年金（障害手当金も含む）との併給はできない

＊傷病手当金の支給→最長で１年半、給料の約3分の２
支給される日額＝（標準報酬月額（注）の1/30）×2/3に相当する額
（注）被保険者の報酬月額（給料）に基づいて（第１級～４７級）に区分

若年性認知症に関する制度の一例③

２．会社員の方が認知症になり職場を休んだら・・・

【傷病手当金に関するQ＆A】

１．退職後も受給期間であれば受給できるのか？

労務不能であれば最長１年6ヵ月受給できる

２．退職後でも、遡って申請はできるか？

退職日の前日まで継続して1年以上の被保険者期間があり、被保険者資格の喪失時に傷病手当金を受給しているか、支給を受けることの要件を満たしている場合には継続受給できる

３．会社から短時間でも勤務して欲しいといわれたが・・・？

数時間でも勤務すれば傷病手当金は支給されない

若年性認知症に関する制度の一例④

3. 傷病手当金の給付期間が終わったら･･･障害年金の申請を！

公的年金制度の３つの給付

６５歳に達した

老齢基礎年金

老齢厚生年金

老齢給付

☆障害を負った

障害基礎年金

障害厚生年金

障害給付

日本年金機構

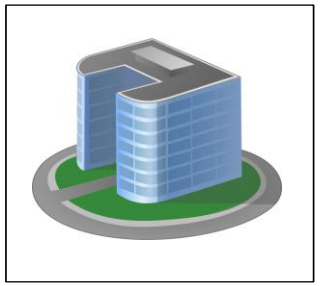

家計を支える扶養者を失った

遺族基礎年金

遺族厚生年金

遺族給付

＊どれか一つを選び受け取る決まり 「一人一年金の原則」

若年性認知症に関する制度の一例④

【障害年金の受給要件・・・4つの条件を満たしていること】

1．公的年金制度に加入していること

国民年金・厚生年金保険・共済組合

2．年金保険を一定以上納付していること

退職日の前日まで継続して1年以上の被保険者期間があり、被保険者資格の喪失時に傷病手当金を受給しているか、支給を受けることの要件を満たしている場合には継続受給できる

3．初診日があること

初めて医師に診察を受けた日（誤診をした医師などの診療を受けた日・健康診断により異常が発見され療養に関する指示を受けた場合など）

4．年金を受給できる障害の状態にあること

障害状態の程度についての基準は、国民年金法施行令の別表、厚生年金保険法令別表に示されている

若年性認知症に関する制度の一例⑤

4．今までの職場以外でも仕事を続けたいのなら・・・

〇障害者手帳の取得を！→企業の障害者雇用枠内での仕事も可能に

☆精神障害者保健福祉手帳　認知症などの精神疾患があり、初診日から6か月経過した以後での障害の程度で決定

☆申請手続き（市区町村の障害福祉担当課へ）、障害者手帳申請書・診断書などが必要

〇障害福祉サービス→就労継続支援（A型、B型）

一般企業などで就労が困難な人に、働く場と知識・能力の向上のために必要な訓練を実施

若年性認知症に関する制度の一例⑥

５．やむなく会社等を離職したら・・・退職後に受けられる制度など

〇雇用保険

〇健康保険の加入

〇年金保険料の免除

〇住宅ローン　→高度障害状態になった場合、残りの全額返済の免除

〇生命保険→掛け金を減らしたり、契約のみ残す方法も！

〇ハローワーク

〇障害者職業センター

〇障害者就業・生活支援センター

若年性認知症に関する制度の一例⑦

６．入院したり、家族が病気になったりして医療費が高額になったら・・・

〇高額療養費制度を！→医療費の家計負担が重くならないよう、1か月単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度

〇高額介護サービス費

〇高額医療・高額介護合算療養費制度

若年性認知症に関する制度の一例⑧

7．認知症の症状がすすんだら・・・

〇介護保険の申請を！→ご本人や家族も制度を利用することで安心して過ごせることに

・デイサービス　・デイケア　・ショートステイ　・施設入所など

8．生活支援

〇日常生活自立支援事業　〇成年後見制度

〇生活保護制度　〇生活福祉資金貸付制度　〇学資支援

9．その他、インフォーマルサービス

（例）

〇認知症カフェ「みちくさカフェ」・サロン

〇家族会「認知症ほっとコールセンター」・本人交流会「みどりの小路」等

「認知症介護研究・大府センター資料」「月刊ケアマネジャー」「社会保障の手引き」
「ひょうご若年性認知症生活支援相談センターガイドブック」参照・抜粋

４．

初期支援（居場所）

～ボランティア活動～

ご本人手作りの遊具

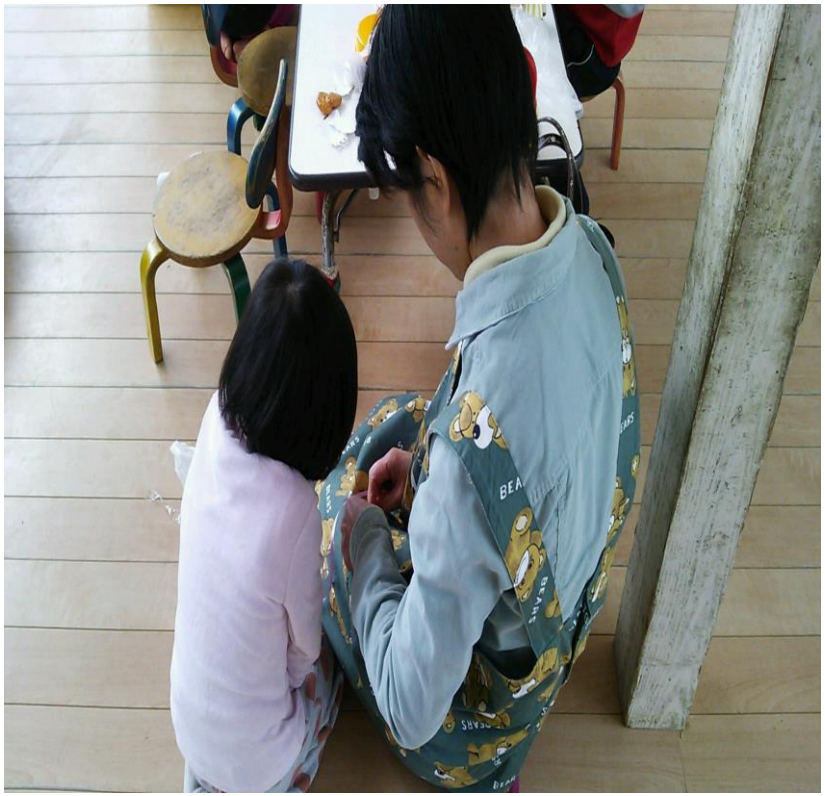

～デイサービス～　サービス利用から半年後の様子
「役割がある・・・」 そこには居場所がある

～就労継続支援B型（雇用契約なし）～
様々な職種が用意されている事業所もある

～就労継続支援B型～

裂織（さきおり）の布製作

～　「就労は無理では？」と言われたケース～
ケーキ作りと販売や、この日はフルーツキャップ作りの日

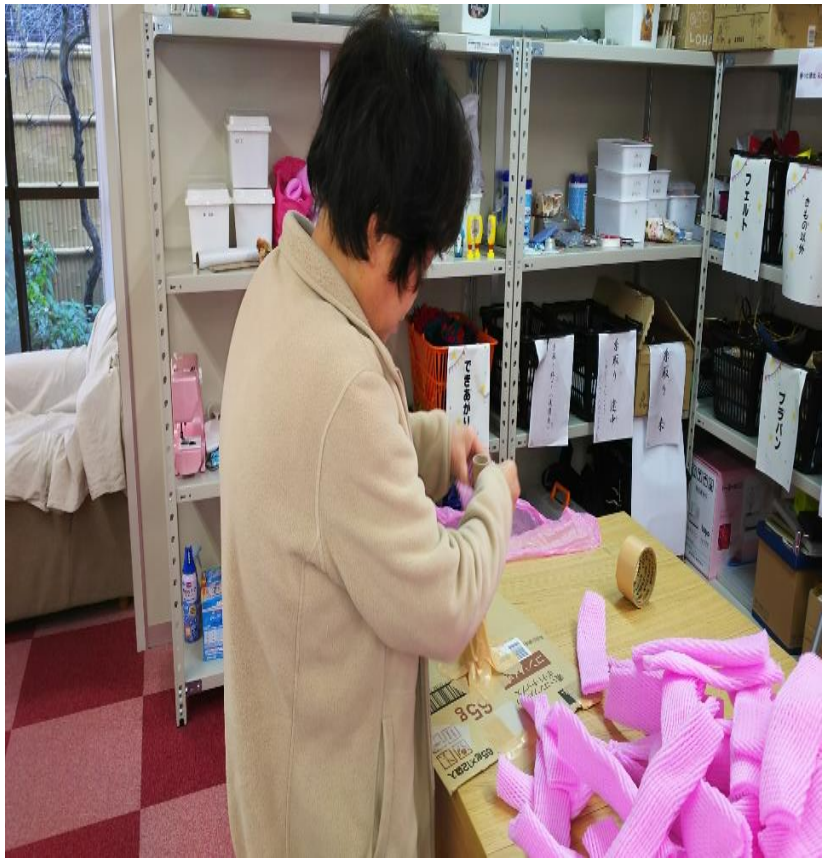

～就労継続支援B型～

紙箱の組み立てや広告紙の発送作業など

～就労継続支援B型～
野菜の皮むきも指導員のチエックが必要

～自分へのご褒美～
皆勤賞でもらった商品券で「帽子を買いました」☺

～左：障害者就労事業所内での勉強会
右：就労支援会議～

５．
まとめ

１．認知症などを発症すると、早期退職などを迫られたり、退職せざる状況となり、経済的困窮に陥る。それが子育て中であれば子どもや、あるいは親の介護と重なるなど家族全体の暮らしに影響を及ぼすことにもなる。そのためにも本人・家族が制度利用等の取りこぼしが少しでもないよう関係機関にいる我々は、特に経済的支援・制度に関しての情報提供を確実に行っていかなければならない。

【留意点】

詳細に関しては各専門機関へ相談されるよう本人・家族へ伝えること！

（例）障害年金の受給要件には保険料納付期間の状況や初診日など関連するが、個人別に於いては受給要件にそぐわない場合も多々ある。

２．若年性認知症は現役世代に発症するため、特に初期に於いては就労や社会参加等の推進に向けた医療・福祉・就労の各関係機関が連携し総合的な支援を実施していかなければならない。

・「できることをしたい」　・「人や社会の役に立ちたい」

・「周りのサポートがあれば・・・」

☆【これからは治療と仕事の両立に向けたトライアングル型支援】

・労働人口の約３人に１人が何らかの疾病を抱えている

・労働者　事業者　医療関係者にとっての意義とは・・・？

・社会的な意義とは？

熊本県の若年性認知症施策

〇早期診断・早期対応に向けて
・県民や一般企業を対象に若年性認知症に関する周知・啓発の実施

〇本人・家族へ支援等に関する適切な情報提供
・若年性認知症支援コーディネーターと関係機関の連携、適切な助言・つなぎ

〇安心して過ごすことができる居場所の拡大
・介護事業所又は障害福祉事業所における受入れを促進し、居場所を拡大
・居場所の拡大による配偶者等の介護離職防止

若年性認知症の方本人とその家族が
安心して暮らすことができる社会の実現を目指す！

KUMAMOTO.PRE

県内のどこかで
今も「どこにもつながっていない」
本人・家族がおられます

安心して暮らしていける“環境”を
いっしょに築きましょう！！
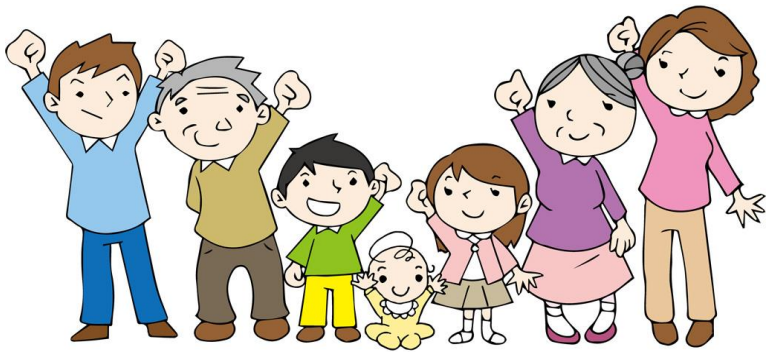
ご清聴　有難うございました。